

「普天間飛行場」「西普天間住宅地区跡地」内の土地を売却しようとする場合の宜野湾市への届出について

平成29年2月 沖縄県・宜野湾市

1. 申出・届出制度について

- 跡地利用推進法においては、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進するため、早い段階から公有地（道路、学校用地等）を確保する必要があることから、土地の先行取得制度が設けられています。
- 普天間飛行場や西普天間住宅地区跡地内の土地を売却しようとする場合は、同法に基づき、宜野湾市に「申出」または「届出」が必要となります。
- 「届出」制度については、民間や個人に土地を売却しようとする前に、宜野湾市や沖縄県等へ買取協議の機会を与えるものであり、公有地を早めに確保することで、円滑な跡地利用を推進するという同法の目的を達成するために設けられた制度です。

【申出制度】

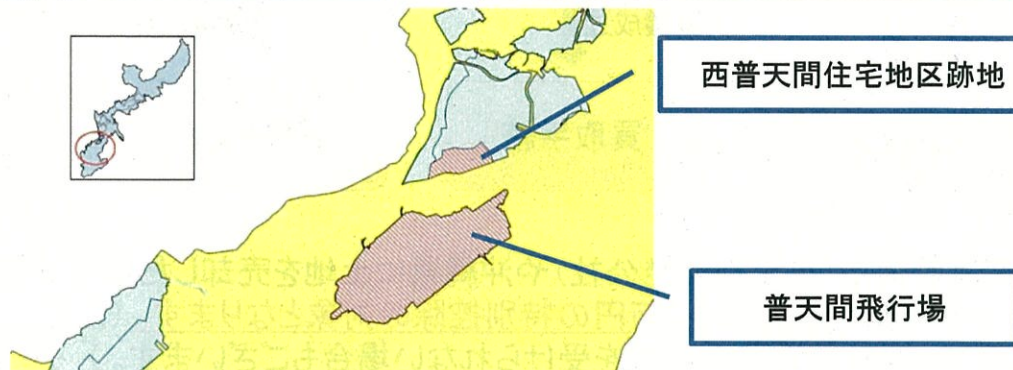
宜野湾市（市土地開発公社）、
沖縄県に売却しようとする場合

宜野湾市（まち未来課）へ「申出」

【届出制度】

民間（個人も含む）
に売却しようとする場合

宜野湾市（まち未来課）へ「届出」



2. 面積要件の引き下げについて

- 宜野湾市においては、面積の大小に関わらず、宜野湾市窓口への届出を義務化する条例が昨年末に制定されており、平成29年4月1日からは、すべての土地の売却が届出の対象となります。
※申出については、平成27年5月から、すべての土地を対象としています。

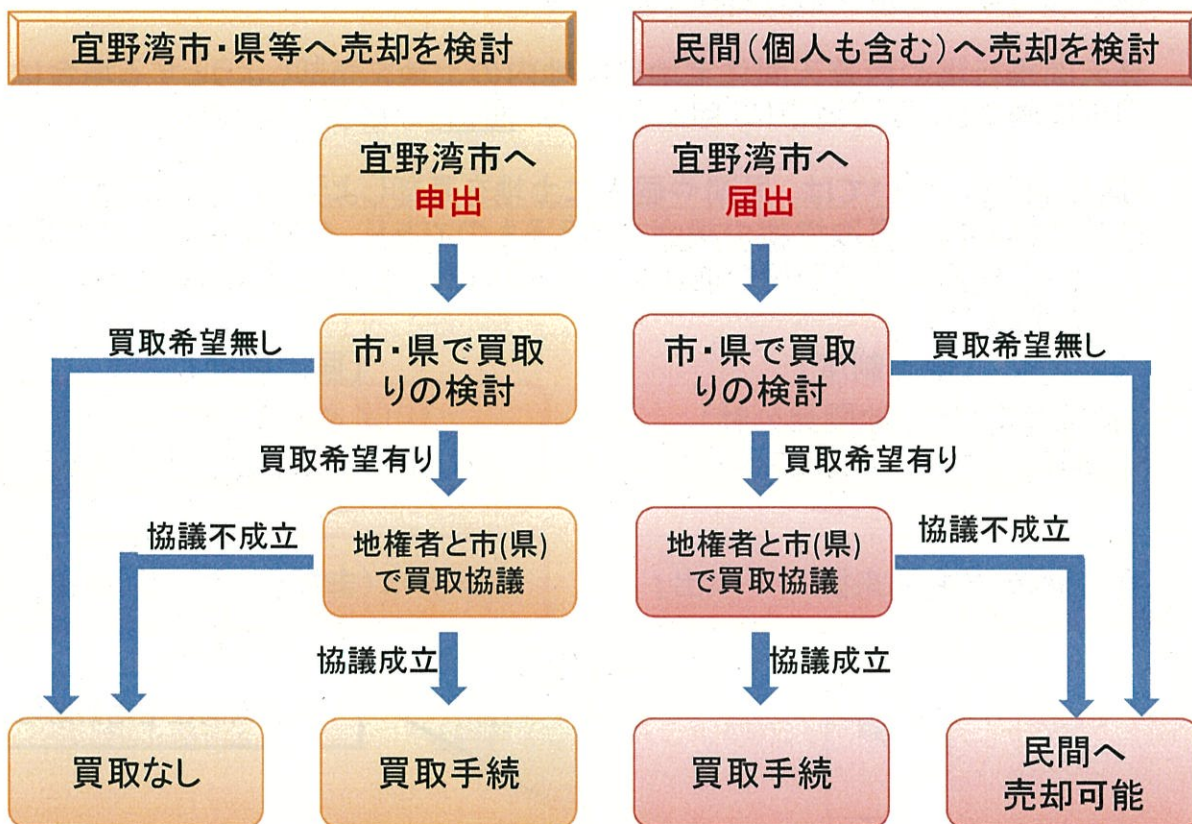
平成29年3月31日まで
200㎡以上の土地の売却
届出必要

平成29年4月1日から
すべての土地の売却
届出必要

3. 罰則について

- 土地売却の届出を行わなかった場合や、虚偽の届出を行った場合等には、**50万円以下の過料**が科されることとなります。

4. 手続きの流れ



※宜野湾市(市土地開発公社)や沖縄県に土地を売却した場合の譲渡所得については、**最高5000万円の特別控除の対象となります。**(ただし、国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もございます。)

※申出又は届出から最大6週間は民間への売却が制限されますので、**土地の売却を検討されている場合は、宜野湾市へ早めのご相談をお願いします。**

5. 問い合わせ先

- 普天間飛行場・西普天間住宅地区跡地内の土地に係る届出等について
宜野湾市基地政策部まち未来課 TEL:098(893)4401
- 跡地利用推進法等制度全般について
沖縄県企画部企画調整課 TEL:098(866)2108